

商品先物取引法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 商品先物取引業者及び商品先物取引仲介業者が勧誘方針を定めたときにこれを公表する方法について、

電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する方法を義務付けること。

(第三十二条第二項及び第三十九条第二項関係)

第二 この政令は、令和六年十二月十五日から施行すること。

(附則関係)